

第3回 総務部会 会議報告

日 時:令和7年5月29日(金)

18時 00 分～19時00分

場 所:川岸小学校 ふれあい教室

○次 第

- 1 開会
- 2 校名の検討について
- 3 その他
- 4 閉会

○配布資料

- ・義務教育学校(小中一貫校)の校名について
- ・川岸学園構想における幼保小中一貫施設の名称について

○会議の内容

①義務教育学校(小中一貫校)の校名について

- ・第2回総務部会の意見に基づき、校名の募集について、公募期間、応募資格、応募内容、応募・周知方法などをまとめ、報告。

②川岸学園構想における幼保小中一貫施設の名称について

- ・今回、義務教育学校の校名募集に向けて、募集方法等を検討してきたが、ここには併設される認定こども園の名称が含まれていない。
- ・川岸学園構想は0歳から15歳までの子どもたちの成長を継続的に支える新たな学び舎の創出を掲げており、幼保小中一貫施設全体としての名称の位置づけ、義務教育学校単独の公募を進める前に「認定こども園」との関係性を整理する必要がある旨を説明。
- ・法律上、「義務教育学校」という名称を学校名に入れる必要はなく、「学園」などの名称も可能。ただし、学校名は市の条例で定める必要がある。一方、認定こども園については、正式に認可を受けた施設のみが「認定こども園」あるいは「こども園」を標ぼうできる。
- ・小・中学校は「岡谷市学校設置条例」で定められ、認定こども園は新たに認定こども園設置条例を制定する必要がある。
- ・幼保小中一貫施設を一体的な施設とみなし、1つの設置条例にまとめることは実現できないわけではないが、根拠となる法律が異なることから、既存の学校設置条例の改正及び認定こども園設置条例の新規制定が一般的。
- ・組織としても、義務教育学校は「教育委員会」、認定こども園は「子ども課(市長部局)」と担当部署が異なる。

・職員配置の点において、それぞれ法律に基づき、学校は校長、認定こども園は園長を定める必要があり、「学園長」のような統一された役職を置くことは現在の法制度では難しい。

・他自治体の事例として、岐阜県北方町では「北方学園構想」を策定し、幼保小中一貫教育を展開。条例で定める正式名称とは別に、「北方学園」を「総称」として使用。また、横浜市では条例上の義務教育学校の名称を「横浜市立〇〇義務教育学校」とし、愛称(呼称)として「〇〇学園」を規則で制定し使用している。

・「川岸学園」という総称を設定することについては、0歳から15歳までの一体的な教育・保育環境を進める構想の理念を反映しており、地域や保護者、子どもたちへの愛着形成につながっている。

・正式な学校名や園名に同じような「学園」を付けてしまうと、総称と混同される恐れがある。例えば、総称を「川岸学園」とした場合、義務教育学校の正式名称は「岡谷市立川岸義務教育学校」のような別の形の方がよい。

・総称を使用し、公募は「〇〇義務教育学校」、「〇〇認定こども園」の「〇〇」の部分のみを募集する形が考えられる。

○会議で出た意見について

②川岸学園構想における幼保小中一貫施設の名称について

・これまでの経過を踏まえると「川岸学園構想」を打ち出してきた背景があり、どこにも「川岸学園」という名称が出てこなければ、「学園構想」とは何だったのかという疑問が生じる。

・岐阜県北方町の事例について、幼保小中一貫教育のカリキュラムや活動が実態としてどうなっているか、情報収集したらどうか。

⇒北方学園は0歳から15歳までのつながりを意識したカリキュラムを策定している。

・認定こども園の園長に就いた経験を話すと、今回、認定こども園の統合となる。「保育園」として統合された施設は保育メインとなり、幼稚園のような幼児教育を期待していた保護者からの苦情があった。保護者にも「認定こども園」のイメージが浸透しておらず、実際の活動を理解し作り上げるのに期間を要した。

・今回も保育園の先生方が幼保小中一貫の活動に移行することになるため、困難さがある。幼保と小中の密接な活動は全国的にも稀であり、令和10年からの実現は大きな課題である。

・多くの保護者が「川岸学園」という校名で既に決定していると思い込んでいる。新聞報道でも「川岸学園」と記載されていることから、その認識を強めている。

・地域住民にとって、「川岸」という名称は「西部」よりも重みがある。「川岸」という名称が残ることを望んでいる。

・昭和33年に岡谷中部中学校と川岸中学校が統合され、岡谷西部中学校になった経緯がある。校名の歴史的な背景も考慮すべきである。

4. 今後の進め方

- ・今回出された意見を踏まえ、「総称」のあり方について、市、教育委員会としての考えをまとめる。その上で公募方法等を検討し、進めていく。

5. 次回の予定

- ・総称に関する市・教育委員会の方針が定まってからとなるため、次回以降の総務部会については未定。